

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（口座の廃止） 第 22 条 （略） 2 機構は、外国株券等機構加入者が次に掲げるいずれかの場合に該当したときは、当該外国株券等機構加入者の口座を廃止する。</p> <p>（1）・（2） （略） 3～7 （略）</p> <p><u>（反社会的勢力の排除）</u> 第 83 条の 2 機構は、<u>外国株券等機構加入者又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定める暴力団若しくは暴力団員又はこれらに準ずる者をいう。）に該当することが判明した場合には、当該外国株券等機構加入者の口座の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>（口座の廃止） 第 22 条 （略） 2 機構は、外国株券等機構加入者が次に掲げるいずれかの場合に該当したときは、当該外国株券等機構加入者の<u>外国株券等機構加入者の</u>口座を廃止する。</p> <p>（1）・（2） （略） 3～7 （略）</p> <p>（新設）</p>

2. 附則

この改正規定は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

以 上

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（外国株券等機構加入者の口座の開設申請の手続）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 前項の外国株券等口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3）次に掲げる事項を約諾する所定の書面</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p><u>ハ 自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しないこと</u></p> <p>（4）・（5） （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（外国株券等機構加入者の口座の開設申請の手続）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 前項の外国株券等口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3）次に掲げる事項を約諾する所定の書面</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>（4）・（5） （略）</p> <p>3 （略）</p>

2. 附則

この改正規定は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

以 上

外国株券等保管振替決済制度に係るシステムの利用に関する細則の一部改正について

1. 外国株券等保管振替決済制度に係るシステムの利用に関する細則（平成 22 年 6 月 24 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（遵守義務）</p> <p>第 13 条 （略）</p> <p>2 利用者は、機構の承認を得ないで、機構システムの仕様を第三者に開示し又は<u>機構システムの利用に係る業務以外の業務</u>に利用してはならない。<u>ただし、次条第 1 項の規定により機構システムの利用に係る業務の処理を第三者に委託する場合又は機構システムの利用に係る業務の処理を行うためのシステムの開発を第三者（当該第三者が更に当該システムの開発の全部又は一部を当該第三者以外の者に委託する場合における当該第三者以外の者を含む。以下この条において同じ。）に委託する場合には、当該委託の範囲において、機構の承認を得ずに機構システムの仕様を第三者に開示することができる。</u></p> <p><u>3 利用者は、機構システムの仕様を第三者に開示する場合には、前項本文の規定を当該第三者に遵守させるものとする。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>（利用者の機構システムの利用に係る業務の処理の委託等）</p> <p>第 14 条 利用者は、機構が認める場合には、機構システムの利用に係る業務の処理、T a r g e t による通知提出事務及びT a r g e t 保振サイトを利用した業務の処理について、機構が認める範囲に限り、他の者<u>（反社会的勢力に該当する者を除く。）</u>に委託できる</p>	<p>（遵守義務）</p> <p>第 13 条 （略）</p> <p>2 利用者は、機構の承認を得ないで、機構システムの仕様を第三者に開示し又は<u>自己の業務</u>に利用してはならない。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p>（利用者の機構システムの利用に係る業務の処理の委託等）</p> <p>第 14 条 利用者は、機構が認める場合には、機構システムの利用に係る業務の処理、T a r g e t による通知提出事務及びT a r g e t 保振サイトを利用した業務の処理について、機構が認める範囲に限り、他の者に委託できるものとする。</p>

ものとする。

2～5 (略)

6 委託元利用者は、第5条、第6条、第8条から第10条まで、第12条及び前条第1項の規定を計算会社等に遵守させるものとする。

7 (略)

2～5 (略)

6 委託元利用者は、第5条、第6条、第8条から第10条まで、第12条並びに前条第1項及び第2項の規定を計算会社等に遵守させるものとする。

7 (略)

2. 附則

この改正規定は、平成25年11月1日から施行する。

以 上